令和3年度「学校いじめ防止基本方針」

学 校 名	福岡県立小倉高等学校
課程又は 教育部門	全日制



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

本校では、いじめの問題への対応を最重要課題の一つとして位置づけ、一人の教職員が抱え 込むのではなく全職員一丸となって組織的に対応する。いじめの定義を理解し、個々の行為が いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に 立つ必要があり、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会 により行うものとする。いじめはすべての生徒に関係する問題であることに鑑み、すべての生 徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、 いじめを生まない環境づくりを行うことを旨とする。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるように策定する。

加えて、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつ つ、学校のみならず、地域や家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服すること を目指す。

2 いじめの未然防止(未然防止のための取組等)

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を 踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む。 また、未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい 態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことであ る。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわ れることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

〇 未然防止の取組

- ① 年度当初に、いじめ防止をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する教職員の校内研修を行い、職員間で共通理解を図る。(発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等への正しい理解を促進する。)また、人権同和教育推進委員会等とも連携しながら、必要に応じて校内研修を実施する。
- ② 定期的な教育相談・個人面談・家庭訪問等を推進し、教職員が、日常的に生徒の状況を

把握する。

- ③ スクールカウンセラー等による教育相談を定期的・計画的に実施する。
- ④ 生徒の出席状況の把握をする。
- ⑤ 教職員がいじめについての共通理解を深めるため、いじめの態様や原因・背景、具体的 な指導上の留意点等についての校内研修や拡大学年会議・職員会議で周知する。
- ⑥ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握して、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくり を推進する。
- ⑦ いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。
- ⑧ 生徒に対しては、全校集会やホームルーム活動等で校長をはじめ教職員が、日常的にいじめ問題に触れ、「いじめを絶対に許さない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ⑨ 掲示板等に、いじめの態様を具体的に列挙し、掲示する。

(具体例)

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- ⑩ 人権教育や道徳教育の充実、読書活動、異年齢交流や体験活動を推進し、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ① 生徒が困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設け、自己肯定感を高められるようにする。
- ① 生徒が他者の役に立っていると感じることができる機会を設け、自己有用感が高まるようにする。
- ③ 生徒自らが、いじめ問題について学び、取り組み、生徒会活動の一環としていじめ問題 撲滅の活動を実践していく環境づくりをする。
- ④ 教職員は生徒に焦りや劣等感を感じさせないように配慮し、わかりやすい授業を心がける。
- ⑤ 効果的な取組の実践がなされているのか定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。
- 3 いじめの早期発見(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等)

(1)基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われる など、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささい な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、い じめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

(2) いじめの早期発見のための措置

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう アンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がい じめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。具体的には以下の取組を行う。

- ① 毎月、いじめ及び学校生活アンケートを実施する。(なお、学期に一度無記名アンケートを実施する)
- ② 学期に一度保護者に対するアンケートを実施する。
- ③ 年間に5回の担任との個人面談を行い、生徒の状況を把握する。
- ④ 保健室や生徒相談室の利用、電話相談窓口について周知する。(「オープンハートカード」等の配付及び「子ども相談ホットライン」の電話番号・メールアドレスの生徒手帳及び新入生の しおりへの記載)

4 いじめに対する措置(発見したいじめに対する対処(ネット上のいじめを含む))

(1)基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年主任から教 頭に報告し、いじめ防止対策委員会を開き組織的に対応する。いじめの認知は、特定の教職員の みによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織、本校のいじめ防止対 策委員会を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることを配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化を捉えて、適切に対応する。また、インターネットや携帯電話を利用したいじめに対しても情報の収集を図り、同様に対応する。

被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つと同時に、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ 発見・通報を受けた教職員は、必ず情報の共有化を図る。(教職員がいじめの情報を学校内で 情報共有をしないことは、法の規定に違反し得る。) 共有化の徹底を研修会や拡大学年会議で確

認する。

発見・通報を受けた教職員は、学年主任に報告する。その後学年主任から教頭に報告する。 そして「いじめ防止対策委員会」を開き対応の検討を行う。その後は、速やかに関係生徒から、 事情を聴き取るなど、いじめの事実の有無の確認を行う。いじめの疑いのある事案を把握した 段階で、校長を通じて県教育委員会に電話で第一報を報告するとともに、被害・加害生徒の保 護者に連絡する

部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。部 活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、小倉北警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに小倉北警察署に通報し、適切な援助を求める。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、「あなたが悪いのではない」ことを はっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、 プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や 保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去すると ともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめ られた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。(いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりするなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。)
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。 また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、 必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織 的に、いじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。
- ② 事実関係を聴取した後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす 行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問 題などいじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心、安全、健全な人格の発達に配慮する。

- ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑤ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。
- ⑥ いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- ② はやしたてるなど同調した生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、 根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ③ すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような 集団づくりを進める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- ② 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対し違法な情報発信停止、削除を求める(必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める)。
- ③ 生徒の命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに小倉北警察署に 通報し、適切に援助を求める。
- ④ 教育委員会とも連携し、ネットパトロールを実施することにより、早期発見に努める。
- ⑤ 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ⑥ パスワード付きサイトやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、携帯電話及びスマートフォン等のメールを利用したいじめなどについては、啓発資料の配布、非行防止講演会、学年集会や全校集会等の様々な機会を捉えて、情報モラル教育を推進する。あわせて、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

(7)いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間

とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じてないこと

いじめに係る行為が止んでるかどうかを判断する時点において、いじめられた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、 その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消 に至るまでいじめられた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分 担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

解消と判断する具体的な手順としては、上記の2つの要件が満たされているかを、定期的にい じめられた生徒及び保護者に確認を行い、相当期間(約3か月)経過後、いじめ防止対策委員会 を開き校長が判断するものとする。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」 状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当 該いじめのいじめられた生徒及びいじめたとされる生徒については、日常的に注意深く観察する。

5 重大事態への対処(いじめ防止対策推進法・第28条関係)

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に 対して行われるいじめにあることをいう。
 - ○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目 して判断する。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
 - ○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児 童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に 調査に着手することが必要である。
 - ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

- ① 重大事態(上記参照)が発生した場合は、学校において「いじめ防止対策委員会」に報告し、 組織的に調査を実施して情報の確認後、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会を通じて、 県知事に報告する。
- ② 相当の期間(年間30日が目安)の欠席生徒は、不登校の定義を踏まえ、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を実施する。
- ③ 生徒や保護者より、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合は、重大事態があったものと判断して、報告・調査等を実施する。生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- ④ 調査を行う組織は、「いじめ防止対策委員会」の通常の組織委員のほか、弁護士や精神科医、 学識経験者、心理や福祉の専門家、警察官経験者等、利害関係を有しない第三者で構成し、当 該調査の公平性・中立性を確保する。
- ⑤ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、当該生徒から十分に聴き取るとともに、在 籍生徒や教職員に対する確認の調査を実施する。
- ⑥ いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合 (入院や死亡)、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(2)調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、この情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ② いじめを受けた生徒が亡くなった場合、当該生徒の尊厳の保持や、子供の自殺の連鎖の可能性を考え、報道の在り方には十分に配慮する。また、報道対応は管理職に一本化する。
- ③ 調査結果には、今後同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を含める。
- ③ 調査結果については、教育委員会を通じて、県知事に報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1)組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能を持つ。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ④ いじめの疑いに関する情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共 有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連

携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

⑤ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

⑥ 構成員

・校長・副校長・教頭・教務主幹・生徒指導主幹・進路指導主幹・指導教諭・保健主事・特別 支援教育コーディネーター・学年主任・養護教諭

(必要に応じて)

- ・クラス担任・人権同和教育担当・部活動顧問・スクールカウンセラー・学校関係者評価委員、 学校評議員・学校医
- (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と 機能
 - ① 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ② 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、網羅的に明確にする。なお、この際、因果関係の特定は急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ③ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。
 - 4 構成員
 - ・校長・副校長・教頭・教務主幹・生徒指導主幹・進路指導主幹・指導教諭・保健主事・特別 支援教育コーディネーター・学年主任・養護教諭

(必要に応じて)

・クラス担任・人権同和教育担当・部活動顧問・スクールカウンセラー・学校関係者評価委員、 学校評議員・学校医(精神科医を含む)・警察(スクールサポーターを含む)・弁護士・児童 相談所

7 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく以下の取組実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ評価する。

- ① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組(未然防止)
- ② 早期発見・事案対処マニュアルの実行
- ③ 月1回の生徒へのアンケート及び学期に1回の保護者へのアンケートの実施
- ④ 年5回の個人面談、1、2学期での保護者との面談の実施
- ⑤ 年度当初の校内研修会の実施
- 以上5項目について、いじめ防止対策委員会にて評価を行い、次年度の課題・取組を検討する。
 - (※学校評価については、いじめ問題への取組について評価するものであって、いじめの有無や 認知件数の多寡を評価するものではない。)

【参考】

<いじめ防止対策推進法>

- 第 2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理 的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含 む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを いう。
- 第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、 当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他 の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。
- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に 資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設 け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確 にするための調査を行うものとする。
 - ー いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを 余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重 大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、 同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び 支援を行うものとする。